

公告第 86 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 13 日

白河市長 鈴木 和 夫

記

1 地域計画案を記載した書面の縦覧期間

自 令和 7 年 8 月 13 日

至 令和 7 年 8 月 26 日（土日及び祝日を除く）

2 地域計画案を記載した書面の縦覧場所

白河市役所 産業部農政課

白河市八幡小路 7 番地 1

3 意見書の提出方法等

意見書の提出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送、持参による提出とする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、地域計画案の利害関係者以外は意見書を提出できない。

提出先：白河市役所 産業部農政課

4 意見書の処理等

意見書については、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。